

議 事 録 要 旨

会 議 名 称	令和２年度 第２回加古川市総合計画審議会（第２部会）
開 催 日 時	令和２年８月１８日（火）午後２時００分から午後３時３０分まで
開 催 場 所	加古川市役所 新館９階 １９１会議室
出 席 者	<委員> 部会長 河野 真 副部会長 山本 勝 委員 菅野 佳明、津田 貞裕、中山 文美代、中田 邦也 <意見を聴取する者> 黒田 清二三（加古川警察署生活安全官） <加古川市> 企画部次長 神戸 生也 企画部参事 竹中 重夫 市民部次長 岩崎 泰央 福祉部次長 久保田 智英
会 議 次 第	１ 開会 ２ 議事 （１）総合計画（原案）について 基本目標２ 安心して暮らせるまち（P.62～66） （２）その他 ３ 閉会
配 付 資 料	１ 次第 ２ 加古川市総合計画（原案）
傍聴者の数	２人

審議内容（発言者、発言内容、審議経過等）	
	１ 開会 （委員の出席状況） 第２部会委員８名中６名の委員が出席していることを報告。 <事務局より意見を聴取する者（加古川警察署生活安全官：黒田清二三）の参加を確認し、各委員了承>

	2 議事 <u>2（１）総合計画（原案）について</u> 基本目標2 安心して暮らせるまち（P 62～66） 政策（１）ともに支え合う福祉社会を実現する <u>施策①地域福祉の充実（P 62）</u>
（事務局）	<事務局説明> （質疑応答）
（委員）	施策の方向性「地域福祉の総合的な推進」の２段落目に「犯罪・非行からの立ち直り」の記載があるが、現状から見ると、犯罪・非行からの立ち直りというよりも、「認知症高齢者の徘徊」の方が、とりわけ警察としては取り扱いが多い。地域福祉の問題のように思うので、このフレーズを入れてみてはどうか。また、３段落目の「相談支援体制や地域での見守り体制の充実をはじめ」との記載について、最近、高齢者の虐待が増えてきた中で、施設の入所問題が出てきていることから、「施設の入所支援」という言葉を入れていただきたい。先日、市の地域包括支援センターから、高齢女性の、虐待について連絡があり、その高齢者に接触したところ、全身が痣だらけで、同居している娘が加害者であった。事件については、皮下出血もあったことから、虐待と認定された後、施設入所ということになった。このような事例が最近多くなっている。
（事務局）	認知症高齢者の徘徊に関する部分については、施策の方向性「地域福祉の総合的な推進」の１段落目に、認知症などで生活支援を必要とする人が増えているという現状と、３段落目の「地域の見守り体制の充実」という記載において関連した内容を盛り込んでいる。また、64ページの施策「高齢者福祉の充実」における施策の方向性「暮らしを支える体制づくりの推進」の２段落目においても、認知症高齢者に係る内容を含むものとして整理している。いただいたご意見については、あらためて表現を検討させていただきます。
（部会長）	先ほどの委員のご意見には、かなり重要な観点が含まれている。マクロの視点で在宅ケアや社会的包摂を進めていかなければいけないという流れがあり、本計画で意識しておく必要がある。しかし、現実問題として、高齢者の虐待などの問題が発生しており、地域の方に任せきりでいいとい

	うわけではない。とはいえ、虐待を受けている高齢者を避難施設に入所させるというやり方が正しいのかという点については議論がある。どちらの考え方も正しいとは思いますが、そういった点を上手く、総合計画の中で表現していただくことが必要だと思う。 (委員) 記載内容について、いくつか質問がある。まず、基本方針の中で、自助、共助、公助に加えて互助というキーワードを挙げているが、施策の方向性の中で、自助、共助、公助、互助の整理があまり明確になっていないため、各表現を使うなど、もう少し書き方を工夫した方がよいのではないか。 次に、基本方針の中で、「公的な福祉サービス（公助）に加え、住民相互の支え合い（互助）による」という書き方をされているが、これは自助、共助、公助、互助の併記の文章に変化を加えるために「加え」という表現を入れたのか、それとも、自助、共助、公助はある程度の水準に達していることに対し、今後は互助を推進することを意図しているのか。併記するのであれば、「に加え」ではなく、「と互助」でもよいのではないか。 次に、基本方針の２段落目「支援の充実を図るとともに」という記載について、単に「と」でつなぎ、「包括的な充実と生活保護制度の適正な運営に努めます」という記載でよいのではないか。 次に、施策の方向性「生活援護・自立支援の推進」という記載について、現状と課題の文章の順番と反対になってしまっている。ご確認いただきたい。 最後に、施策の方向性「地域福祉活動の拠点づくり」の１段落目であるが、拠点施設である総合福祉会館の大規模な施設改修は、すでに実施されたことであり、施策の方向性の中の一文としては違和感がある。
(事務局)	まず、基本方針に挙げている自助などの各言葉が施策の方向性等の部分において出てきていないのでは、というご質問については、それぞれの言葉と関連する内容を本文中に記載している。例えば、公助については、施策の方向性の３点目で記載している。 施策「地域福祉の充実」については、高齢者や障がい者など福祉全般の受け皿として、包括するような施策として位置づけており、各言葉が障がい者福祉や高齢者福祉、健康づくり等にも関連する内容であるため、まずは本施策の基本方針で記載している。 ご意見の２点目、基本方針における、「加え」という表現については、現行の後期総合基本計画では、「互助」を新たな考え方として取り入れた記載としている。次期総合計画においても、その考え方を踏襲し、取り組んでいくという考え方のもと、「加え」という表現で強調している。

	ご意見の３点目、「図るとともに」という表現や、４点目の施策の方向性「生活援護・自立支援の推進」の言葉の順番については、改めて確認させていただく。 ご意見の５点目、「総合福祉会館の大規模改修」に係る表現については、ご意見のとおり、地域福祉の拠点である総合福祉会館の現状に関する記載であり、相談窓口の機能強化を図った上での今後の展開を課題として記載している。
(部会長)	先ほどの事務局からの回答についての質問であるが、互助を新たな考えとして取り入れたということは現行の後期総合基本計画のどの部分で分かるのか。
(事務局)	６６ページ、上段の基本方針に記載のとおりである。
(委員)	総合福祉会館がバリアフリー化され、身体障がい者にも使いやすい施設になった。しかしながら、下肢障害で、車いすを使用していない方からは、多目的トイレに入るまでに手すりが無くて非常に怖い思いをしていると聞いている。手すりについても検討をお願いしたい。
(事務局)	いただいたご意見については、福祉部局にも情報提供させていただく。
(副部会長)	成年後見制度の充実をどこかに記載した方がよいのではないかと。施策の方向性「地域福祉の総合的な推進」の中で、「一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中、認知症などで生活支援を必要とする人が増えています」という記載があり、３段落目で、「そうした状況の中、地域福祉の担い手の発掘と育成、相談支援体制や地域での見守り体制の充実をはじめとする地域包括ケアシステムの深化に向けた、地域福祉の総合的な推進が大切です」と結んであるが、近年、精神障害等に起因して契約・財産管理ができない方も非常に増えてきており、その観点からも、施策の方向性を追加するか、「地域福祉の総合的な推進」の中で成年後見制度の充実を挙げてはどうか。
(事務局)	いただいたご意見を踏まえ、関係部局にも確認の上、検討させていただく。
(部会長)	２点確認させていただきたい。１点目は、生活保護制度の適正な運用についてである。新型コロナウイルス感染拡大による昨今の経済状況の悪化

	に伴い、生活保護制度のセーフティネットとしての役割が随分と違ってきているように感じており、もう少し踏み込んだ記載が必要ではと感じている。 2点目は、例えば地域福祉計画など、今年度に策定が予定されている下位計画と総合計画の整合性についてである。総合計画は市の最上位計画であることから、下位計画は、総合計画を踏まえた上で策定するという理解でよいか。事務局において、庁内で情報共有されているのか。
(事務局)	そのようにご理解いただいて構わない。総合計画審議会における審議内容等については、随時、庁内各部局に情報共有している。引き続き、他の部局とも連携を図りながら、上位、下位の両計画の策定を進めてまいりたい。
(部会長)	総合計画の内容が軸になるとすると、例えば、担い手という言葉や、幅広い事業者が参入できる環境づくりなどについて、具体的に記載していないことや、概念的な表現が多く使われていることは理解できる。具体的な内容については、下位計画の中でしっかりと検討すればよいという考え方と理解した。
	<u>施策②障がい者福祉の充実について（P 6 3）</u>
(事務局)	<事務局説明> (質疑応答)
(委員)	施策の方向性の一つ目の3段落目の文章で、「障がいのある子どもについては・・・多種多様化が進む中、こども療育センターについては・・・」と、「ついては」が並んでいる。最初の「障がいのある子どもについては」という部分は、1段落目の障がい者の高齢化や障がいの多様化・重度化に対して繋いでいるので問題ないと思うが、「こども療育センターについては」は、用法がおかしいのではないかと。こども療育センターの役割が変わってきている旨の表現が正しいのではないかと。 また、4段落目の文章については、充実を図るために充実を進めるという表現となってしまうっており、文章として違和感がある。 最後に、施策の方向性の二つ目の「合理的配慮」とは何のことか。

(事務局)	ご意見の１点目と２点目の表現については、改めて検討させていただく。 ３点目の「合理的配慮」については、障がいのある方が、障がいのない方と平等に人権を享受し行使できるよう、一人一人の特徴や場面に応じて発生する障害や困難を取り除くための個別の調整や変更のことを指す。また、障害者差別解消法や改正障害者雇用促進法において、事業者に対しては、合理的配慮の提供義務が課されている。ハード面ではスロープなどの設置や、ソフト面でも障がい者の視点や考え方に立って配慮を行う必要があるということである。内容については、用語集で整理させていただきたい。
(委員)	施策の方向性「障がい者の日常生活支援の充実」について、障がい者の高齢化とあるが、市内の障がい者団体でも役員が高齢化しており、成り手が少ない状況である。会員を増やそうとしても、個人情報保護の観点から、障害者手帳を持っている方の把握が難しい状況となっている。地域の方と積極的に交流しながら団体活動を行っているところではあるが、役員の高齢化をはじめ、様々な課題が生じている状況について知っていただきたい。
(部会長)	例えば、現在策定中の障害福祉計画において、そのような課題を記載できる可能性があるため、事務局において情報共有をお願いする。 バリアをなくして参画を促すためのサポートは必要なことであるが、社会そのものを変化させていく、いわゆるノーマライゼーションの考え方も必要かと思う。障がい者福祉の観点だけではなく、高齢者福祉も含めて多くの課題がある中、社会そのものを変化させていくという観点の記載が総合計画に必要ではないかと思うため、事務局でご検討いただきたい。
	<u>施策③高齢者の福祉の充実（P 6 4）</u>
(事務局)	＜事務局説明＞
(委員)	基本方針に記載している施策の方向性の順序について、順に、暮らしを支える体制づくり、介護サービスの充実、生きがいや社会参加の促進となっている。この順序から言うと、施策の方向性の二つ目と三つ目は順番が逆ではないか。 また、施策の方向性の二つ目「高齢者の生きがいづくりと社会参加の促

	進」において、1 段落目に「見込まれています」とある。「見込む」というのは、あらかじめ主体側がこれだけのものを盛り込んでおこうというときに使う言葉であるが、ここで言う「見込み」というのは、高齢者が増加することが予想されるといった意味合いであり、「見込む」というのはこの記載と意味が違うのではないかと思う。
(事務局)	1 点目の基本方針の表現と施策の方向性の順序については検討させていただきたい。また、2 点目の「見込む」という言葉について、客観的な事実や相関関係に基づくものについて「見込む」という言葉で整理している。
(委員)	施策の方向性の一つ目について、「家庭への支援や地域全体で支える体制の確立が求められています」という記載に関し、加古川市では見守りサービスが導入されている。これは、認知症高齢者の靴などに、居場所の情報を発信するタグを入れて、そのタグが発信する位置情報を市内に設置された見守りカメラが検知し、保護者やご家族にお知らせするサービスである。見守りタグを身に着けていれば、認知症高齢者が行方不明になった場合でも 1 時間もしないうちに発見できるケースがある。ぜひ、見守りサービスに関する記載を本施策にも追加していただき、これまで以上に周知いただきたい。
(委員)	見守りタグについて教えていただきたい。
(加古川市)	簡単にご説明させていただくと、見守りカメラについては、市内 1, 475 箇所に設置しており、そのカメラはすべて Bluetooth という通信方式を採用し、そのアンテナをカメラと同じところにすべて設置している。そのカメラの近くを見守りタグが通過すると、おおよそ 30～40 メートルの範囲で検知して、いつ、どこの場所を通過したかということが、スマートフォンやパソコンで確認できるというシステムである。 見守りサービス自体は、民間事業者のサービスであり、現在は 2 社がサービス提供している。月額利用料が発生するが、見守りタグは大変小さく、靴の中にも設置できるサイズのものもあり、服に縫い付けるなど、様々な使用方法がある。認知症のある方への利用を促すためにも、施設も含め様々なところで情報提供を行っているが、まだまだ認知されてない部分もあるので、さらに所管部局においては周知に努めているところである。また、市の公用車にも見守りタグの検知器を搭載しているので、かなり広い範囲で検知することが可能となっている。

(部会長)	見守りカメラや見守りサービスをこの計画の中にどのような形で書き込むのか。具体的には高齢者福祉計画など、項目を挙げて記載することとして、総合計画の中ではどれだけの分量をもって記載していくのか、ここが必要な論点であると思う。加古川市の目玉施策でもあり、意識的に前に出すというのも一つの方法であるため、事務局で検討いただきたい。
(部会長)	市として、特に高齢者福祉に関する事項で対応を強化しなければいけない、急を要する課題はどのようなことと考えているのか。
(加古川市)	高齢者福祉には多くの課題がある中、総合計画においては、すべてを含めての記載になっている。特筆すべきものについては、個別計画の策定の際に、記載を検討できればと考えている。
(部会長)	先程の委員のご提言を受けて私の考えを申しあげると、社会として在宅福祉、在宅ケアという流れがある中で、虐待の問題を含め、様々な問題が出てくると思う。それらに対応するためには、目を配ることが大切であり、具体的な内容は個別計画に記載するとの話があったが、基本的な方向性が読み取れるようなニュアンスは総合計画にも記載すべきではないか。在宅ケアが重要で、その充実を図りますという内容の記載は理解するが、実際に生じる虐待等の問題について、市としてこのような取組を行いますといった内容が必要な気がする。
(副部会長)	現在、老人クラブにおいても担い手が不足しており、大変困っているという状況である。施策の方向性の二つ目に「高齢者の生きがいくつりと社会参加の促進」とあるが、老人クラブの活性化について、市はどのように考えているのか。老人クラブを支援するような表現があってもよいのではないかと思う。
(加古川市)	高齢者数が増加する中で、老人クラブの参加者数が減少していることは認識している。人の考え方が多様化する中で、生きがいについても様々な考え方があるように思う。ご意見いただいた件については、検討させていただきたい。
政策（２）健康づくりや地域医療を充実する 施策①健康の保持・増進（Ｐ６５）	

(事務局)	<事務局説明> (質疑応答)
(委員)	本施策についても、基本方針と施策の方向性の順序が一致していないことに違和感がある。 また、基本方針の最後に「疾病予防の推進」とあるが、施策の方向性では「保健予防活動の充実」という表現に変わっており、文中では、「疾病予防を促進することが重要」となっている。表現の統一が図られていないように思うので、整理していただきたい。 次に、基本方針の２行目に「市民一人一人の価値観やその人らしさを重視した健康づくり」という表現があるが、施策の方向性の二つ目「健康づくりの推進」において、たばこによる健康被害への対策としての喫煙者に対する禁煙の推奨等に関する内容が最初に記載されている。禁煙を推奨することは喜ばしいことであるが、施策の方向性として一方的に禁煙を推奨する書き方のみになってしまうとどうなのかと思う。喫煙する方は、こういった健康づくりをという形で入るのが理想的かと思う。 最後に、施策の方向性の二つ目で「自殺」に関する記載があるため、基本方針にも「自殺」に関する記載が必要ではないか。
(事務局)	基本方針と施策の方向性の順序については、検討させていただきたい。 次に、自殺に関するご意見については、基本方針の「健康づくり」という表現において、身体だけではなく、こころも含めた健康づくりということ意識している。個別計画にはなるが、自殺対策計画においても、一人一人を認め合い尊重し合える、支え合えることが大切と考えており、それを包含した形で、総合計画で表現としている。 次に、たばこに関するご意見については、施策の方向性の二つ目の３段落目、「しかしながら」以降の文章において、喫煙者の方を意識した表現として「禁煙の推奨」と表現しており、必ず禁煙ということではない。健康づくりを意識した禁煙を手段の一つとして推奨していくという考え方で整理している。
(加古川市)	補足すると、疾病予防の推進については、広い意味を持たせている。予防の第１段階として健康増進、第２段階として予防接種や予防投薬、手洗いなどがある。そして、２次予防としては早期発見・早期治療のための特定健診や保健指導、がん検診などがある。また、疾病の進行を阻止する、

	合併症を防ぐための治療やリハビリなどは3次予防というように考えている。保健予防活動や健康づくり、さらには食育の推進も疾病予防になるというような考え方である。
(委員)	たばこはWHO（世界保健機関）において害悪と断定されており、非常に有毒な物質がたくさん含まれている。また、ニコチン依存症という病気で保険適用にもなっている。喫煙する方に場所をわきまえた上での権利はあるが、当然ながら、周りの人が有害物質を吸わないようにするなど受動喫煙への対策は重要な課題であり、嗜好品ではないということをご認識いただきたい。 医師会としても、小・中学校で児童生徒に喫煙のリスクを理解してもらえるよう力を入れて活動しているところである。JR加古川駅前の喫煙所については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、一時、利用できないようになっていたが、現在は利用可能となっている。姫路駅ではすでに撤去されている。喫煙を主な原因とする慢性閉塞性肺疾患（COPD）が新型コロナウイルス感染による症状を重症化することもわかっている。 「健康の保持・増進」の施策において、禁煙を推奨することについて記載していることから、市の顔であるJR加古川駅前の喫煙所の閉鎖について市にお願いしたい。
(委員)	施策の方向性の二つ目「健康づくりの推進」において、生活習慣病やたばこに関することは理解できるが、自殺との結びつきがわかりにくいように感じた。加古川市自殺対策計画を策定していることもあって記載しているのかと思うが、自殺対策を分けて記載してもよいのではないか。
(事務局)	平成31年3月に加古川市自殺対策計画を策定しており、これから取り組んでいかなければならない事項として記載したものである。記載を分け、自殺に関することのみを個別にフォーカスするのではなく、健康づくりの中で包括的に進めていきたいと考えている。
(委員)	施策の方向性の二つ目の1段落目に「健康づくりのための運動」とあるが、この運動というのはフィジカル的なエクササイズのことか。それとも、キャンペーンなどを意味する運動のことか。
(事務局)	フィジカル的なエクササイズのことを意味している。
(副部長)	法律等で定められているのかもしれないが、「自殺対策」という言葉に違

	和感がある。本来は「自殺防止対策」なのではないかと感じている。自殺対策というと、自殺を推進するような対策という表現に思えてならない。
(事務局)	計画名称等には「自殺対策」と使われているが、文章中の表現については検討させていただく。
(部会長)	施策の方向性の二つ目の３段落目の最後に、「たばこ対策を推進する」とあるが、これは何を意味するのかわからず、少し曖昧な印象を受けた。 また、施策の方向性の三つ目「食育の推進」については抽象的な記載となっているが、このままでよいのか。
(事務局)	食育の推進に関する取組として、様々なことに取り組んでいるところではあるが、とりわけ普及啓発などによる食育への関心を高めること、ライフステージに応じた食生活の促進に取り組んでいることから、このような記載としている。具体的な内容については、食育推進計画等で検討させていただきたい。
	<u>施策②地域医療の充実（P 6 6）</u>
(事務局)	<事務局説明> (質疑応答)
(委員)	施策の方向性の二つ目「救急医療体制の充実」について、現在の新型コロナウイルス感染症に関する業務は、感染症対策として都道府県が担っているが、東京や大阪では人手不足もあって、業務が非常にひっ迫している状況である。そのような状況の際には、行政同士の助け合いも非常に大事になってくると思う。医師会においても、新型コロナウイルスのＰＣＲ検査センターを立ち上げる中、災害時や新型コロナウイルスの感染が確認された場合には、都道府県のみならず、市も協力することが大切であり、それが“互助”ではないか。ＰＣＲ検査センターを市においても、夜間急病センターにおいても援助することが大事かと思う。 については、県と市が連携することが読み取れるような表現を追加いただけないか。
(事務局)	関係部局とも調整の上、検討させていただく。

(部会長)	この原案については、新型コロナウイルスの感染拡大前に作成していると思う。そのため、現在の状況が表現されていないように見受けられるので、改めて全体を通して点検いただくことが必要かと思う。例えば、施策の方向性の二つ目の２段落目に「不要不急な受診を減らす」とある。当然に大事なことはあるが、現在のコロナ渦において、病院経営が非常にひっ迫していることを考えると、このような表現を総合計画で記載してしまうことに少し疑問を感じる。
(委員)	施策の方向性の一つ目「地域医療体制の充実」の２段落目に「かかりつけ医がいる人の割合が県平均を下回っており」とあるが、市平均、全国平均、県平均の具体的な数値がわかるようであれば教えていただきたい。 また、先ほどの「不要不急な受診を減らすため、引き続き、市民に適正受診の普及啓発に努める」とあるが、市民の立場から申しあげると、本人や家族にとってはどのようなときでも不要不急ではないと思う。特に、小さな子どものことであれば、なおさらそうである。そのため、不要不急な受診を減らすのではなく、別の相談体制を整えるといったような記載が必要なのではないか。
(事務局)	かかりつけ医がいる人の割合の具体的な数値について、加古川市単独での数値は持ち合わせていない。兵庫県が平成３０年度に実施した県民意識調査の結果によると、兵庫県全体では７１．６％、また、東播磨圏域においては６８．９％となっており、この結果を受けて原案に記載しているところである。また、県民意識調査と別の調査にはなるが、厚生労働省の平成３０年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査において、全国平均が約８３％という資料もある。 二つ目のご意見については、基本方針において、「いつでも安心して医療を受けられるよう」というところで、本施策の最も大切な考え方として整理しているが、先程からの種々のご意見を踏まえて、表現を確認・整理させていただきたい。
(部会長)	施策の方向性の一つ目の２段落目が分かりにくい。かかりつけ医がいる人の割合が県平均を下回っているという文章からは、かかりつけ医の増加の方向性が読み取れるが、次の文章の「地域全体で守り」とは、何をどう守るのか。
(事務局)	かかりつけ医の部分についてはお見込みのとおりである。しかしなが

	ら、地域における医師の高齢化が進んでいる中で、医療機関と、これからかかりつけ医を探す方をどのように結びつけ関係性を持たせるのかという点が課題であると思っている。また、限りある医療資源を地域全体で守るには、地域での医療体制をどのように確保するのかについて、行政としてもどのような形で携われるのかという視点で記載している。
(部会長)	ご回答の内容は、この文章を読んだだけでは理解できないのではないかな。
(事務局)	表現や内容について検討させていただく。
(委員)	かかりつけ医がいる方の割合について、加古川市のデータはないと説明があったが、文章は加古川市のみを捉えた表現となっている。
(事務局)	ご意見のとおり、現在の文章では加古川市のみ表現となっているため、修正させていただく。
(委員)	施策の方向性の二つ目の1段落目にある「定点化」とはどのような意味かな。
(加古川市)	現在、休日診療については、在宅の当番医制によって救急診療にあたっている。患者にとっては休日にとこの診療所が開いているのかわかりにくいということや、医師の方の急病等で診療所が変更になった場合の周知が難しいということもあり、場所を固定して診療するということを定点化と表現している。 なお、現在の夜間診療については、加古川夜間急病センターにおいて、定点化している。
(委員)	それでは、定点化は実施されているという理解でよいかな。
(加古川市)	夜間診療については定点化しているが、休日診療については、これから定点化に向けて取り組むこととしている。
(委員)	加古川中央市民病院は、加古川東市民病院と加古川西市民病院を統合して開院されたと思うが、加古川東市民病院の周辺にお住まいの方から、病院がなくなり困っているという話を聞いたことがある。当時は周辺の方にどのように説明されたのか。

(事務局)	当時、東市民病院の周辺の地域の方々の意見を調査したところ、跡地に病院誘致の希望もあったが、検討の結果、誘致は難しいとの結論に至ったということについては理解いただいたものと認識している。 具体的には、東西の市民病院の統合に伴い、東加古川地域の医療をこれからどうすべきかという中で、当初は医療機関の誘致を考え、民間の医療機関に対して跡地での開院の可能性についての聞き取りも実施したが、手を挙げていただけたところがなかったのが事実である。東加古川周辺の医療機関の数を見ると、ある程度は充足している部分もあり、現在の状況に至っている。なお、加古川中央市民病院の場所を検討するにあたっては、市の中心部であれば、市民の皆さまに対してある程度の利便性を担保することから、現在の場所で開院している。
(部会長)	先ほども申したが、総合計画の記載については、望ましい姿での記載が多いように思う。総合計画ということでそのような記載になっていることは理解するが、一方で現実的な問題に直面することになる。本日、ご意見いただいた虐待の問題、老人クラブ等の担い手の問題もその一つである。そうすると、望ましい姿と現実的な問題の距離をどのように埋めるのかが非常に重要となってくる。具体的な施策や事業については個別計画で記載するということになるが、本計画では、その距離を埋める記載がないので、現実との乖離を感じるところが多く、読む側として戸惑ってしまう。このような工夫をすれば望ましい姿に近づくといった、読む側に示唆できるような記載が必要ではないかと思う。
(副部会長)	審議会の全体会の際に、各社会福祉法人が連携して組織をつくり、地域福祉を推進しようとしていることから本計画の総論の記載内容を一部修正いただいたかと思うが、62ページの施策の方向性「地域福祉の総合的な推進」においても、同様の表現を追加いただけないか。
(事務局)	検討させていただく。
(部会長)	それでは議事の「(1) 総合計画(原案)について」は以上とさせていただきます。 (2) その他 ・ 次回の開催日程は、8月28日(金)の午後2時から

	・場所は、加古川市役所新館 1 0 階大会議室 3 閉会
--	--